

●習得すべき事項をわかりやすく、かつ簡潔に解説!

図や表、関係様式、参考資料を多用し、管理・教育ツールとして最適!

本書の代表的なページの見本です

※90%に縮小しています。

5 危険性又は有害性等の調査の方法

マネジメントシステムの中核

平成18年4月1日施行の改正労働安全衛生法により、労働安全衛生マネジメントシステムや危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の導入が本格的に制度化された。

これに伴い、職長教育の項目にも、危険性・有害性等の調査に関するものが導入された。それが、「5危険性又は有害性等の調査の方法」及び次項の「6危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」である。

マネジメントシステムやリスクアセスメントが導入されたのは、企業等における人員構成の変化や、安全管理のシステム化の必要性に迫られたことなどがある。

マネジメントシステムのP(計画)の段階で実施安全衛生活動を熟知したベテラン労働者が定年退職やリストラな

どで現場を去ることが増えたことにより、安全衛生担当者のレベル低下による安全衛生活動の弱体化が懸念されるようになった。

こうした事態を防ぐためには、個人の経験や能力のみに依存するのではなく、職場における危険性・有害性を特定し、リスクの評価及びリスクを低減させる措置を組織的・体系的に実施し、安全衛生水準の段階的な向上を図る仕組みを活用することが求められる。

労働安全衛生マネジメントシステムはそうした仕組みのひとつであり、その中核となるのが危険性・有害性等の調査である(図6、図7参照)。

労働安全衛生マネジメントシステムは、P↓D↓C↓A↓というサイクルを回しながら安全衛生活動を展開する仕組みであるが、危険性・有害性等の調査はP(計画)のステップで実施するものである。

図6 労働安全衛生マネジメントシステムと危険性・有害性の調査の関係

